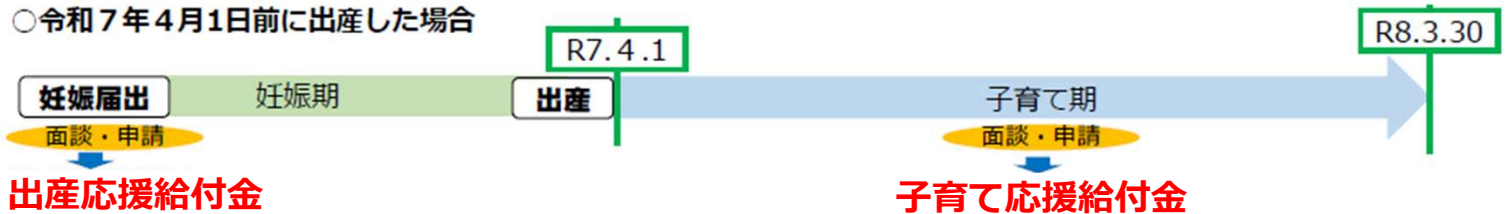


# 制度の移行期における対応

制度の移行に関する詳細については、以下を参考にしてください。

**令和7年4月1日前に出産された方**：「子育て応援給付金」を支給します。

○令和7年4月1日前に出産した場合



- ・令和7年4月1日前に出産した方は妊婦のための支援給付の対象とならないことから、子育て応援給付金により支給
- ・申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情がある場合であっても、申請期限は令和8年3月30日まで

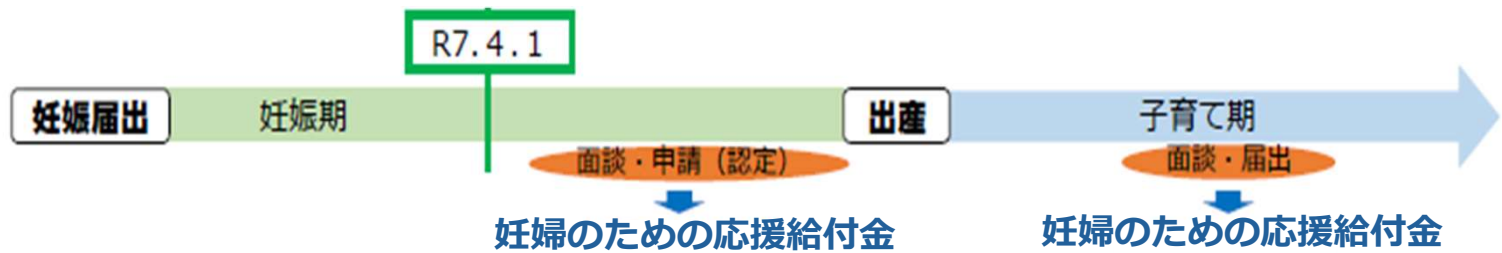
**令和7年4月1日以降に出産された方**：「妊婦のための応援給付金」を支給します。

※海外から転入された方は給付対象とならない場合があります。

○令和7年4月1日以降に出産した場合



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援給付金の支給を受けた妊婦が4月1日以降に出産した場合、妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届出後、妊婦のための応援給付金を支給。



- ・令和7年4月1日前に妊娠届出をしたが、申請が4月1日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定の申請後、妊婦のための応援給付金で対応。

※上記のとおり、妊娠時の給付については、申請時期によって適用される制度が異なります。  
(こども家庭庁資料一部改変)